

奈良県広域水道企業団運営協議会規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第2号

奈良県広域水道企業団運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第13条に規定する運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 協議会は、奈良県広域水道企業団の事務に関し次に掲げる事項を協議する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 条例の制定又は改廃に関する事項（規定の整理等軽微な事項を除く。）
- (3) 水道料金等の改定に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 重要な計画の策定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

2 前項の規定による協議のほか、協議会において、企業長が必要と認める事項の情報共有を行う。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は奈良県知事をもって充て、副会長は副企業長の職にある市町村の長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により会長の職務を代理する副会長の順序については、奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則（令和6年11月規則第8号）第1条の規定を準用する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(持回りによる協議)

第5条 特別な事情により協議会の招集が困難であると会長が認める場合は、持回りの方法により協議又は情報共有を行うことができるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。